

令和5年度の保険料（年額）

| 保険料段階 | 対 象 者 | | 保険料率 | 年間保険料 |
|-------|--|--|----------|----------|
| 第1段階 | 生活保護受給者、老齢福祉年金受給者かつ世帯全員が住民税非課税の人及び世帯全員が住民税非課税で、合計所得金額と課税年金収入額の合計額が年間80万円以下の人 | | 基準額×0.30 | 20,880円 |
| 第2段階 | 本人・世帯全員が住民税非課税 | 合計所得金額と課税年金収入額の合計が年間120万円以下の人 | 基準額×0.40 | 27,840円 |
| 第3段階 | | 合計所得金額と課税年金収入額の合計が年間120万円を超える人 | 基準額×0.65 | 45,240円 |
| 第4段階 | 本人が住民税非課税 | 世帯に住民税課税者がいる人で合計所得金額と課税年金収入額の合計が年間80万円以下の人 | 基準額×0.85 | 59,160円 |
| 第5段階 | | 世帯に住民税課税者がいる人で、第4段階に該当しない人 | 基準額 | 69,600円 |
| 第6段階 | 本人が住民税課税 | 合計所得金額が125万円未満の人 | 基準額×1.15 | 80,040円 |
| 第7段階 | | 合計所得金額が125万円以上200万円未満の人 | 基準額×1.30 | 90,480円 |
| 第8段階 | | 合計所得金額が200万円以上300万円未満の人 | 基準額×1.65 | 114,840円 |
| 第9段階 | | 合計所得金額が300万円以上400万円未満の人 | 基準額×1.75 | 121,800円 |
| 第10段階 | | 合計所得金額が400万円以上500万円未満の人 | 基準額×2.05 | 142,680円 |
| 第11段階 | | 合計所得金額が500万円以上600万円未満の人 | 基準額×2.10 | 146,160円 |
| 第12段階 | | 合計所得金額が600万円以上800万円未満の人 | 基準額×2.50 | 174,000円 |
| 第13段階 | | 合計所得金額が800万円以上1,000万円未満の人 | 基準額×2.80 | 194,880円 |
| 第14段階 | | 合計所得金額が1,000万円以上1,200万円未満の人 | 基準額×2.90 | 201,840円 |
| 第15段階 | | 合計所得金額が1,200万円以上1,500万円未満の人 | 基準額×3.00 | 208,800円 |
| 第16段階 | 合計所得金額が1,500万円以上の人 | 基準額×3.10 | 215,760円 | |

※ 表中の「合計所得金額」とは、収入金額から必要経費を控除した金額のことで、扶養控除や医療費控除などの所得控除をする前の金額です。「合計所得金額」は所得税や住民税の課税決定に用いられる「総所得金額等」とは異なり、株式の譲渡所得の場合は純損失・雑損失等の繰越控除適用前の金額をいいます。

※ 第1～5段階の合計所得金額に給与所得が含まれている場合は、給与所得から10万円を控除した金額を用います。第6段階以降の合計所得金額に給与所得または公的年金等に係る雑所得が含まれている場合は、給与所得及び公的年金等に係る雑所得の合計額から10万円を控除した金額を用います。

※ 土地・建物の譲渡所得については特別控除後の金額が適用され、第1～5段階の人については公的年金等にかかる雑所得が合計所得金額から控除されています。

※ 第1～3段階の保険料額は、低所得者対策により、料率が軽減されています。

※ 老齢福祉年金は、明治44年（1909年）4月1日以前に生まれた人などで国民年金発足当時すでに高齢であったため、老齢年金や通算老齢年金を受け取る資格を満たすことができない人を救済するための制度です。

★ 特別徴収の人は、年金支給月に2か月分（年金支給月とその次の月分）相当額が差し引かれます。

★ 普通徴収の人は、年間保険料（4月分～翌年3月分）を6月から翌年3月までの10回に分けて納めます。